

[こども家庭庁・文部科学省]

5 「こども未来戦略」に関する要望について

今般、次元の異なる少子化対策の実現に向けて国が決定した「こども未来戦略」の中で、「加速化プラン」において実施する具体的な施策として「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」と示されていますが、保育士等の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の創設などの取組みについては、保育人材確保等に関する具体的な対策が示されておらず、人材が不足している現状において、自治体間における獲得競争が一層助長されることを危惧しております。また、学校給食費無償化については、具体的な方向性が示されておらず、多子世帯への保育料の負担軽減などについては、国制度の支給基準が不十分なことにより、世帯状況の違いによって支援に不合理な格差が生じているなど、各自治体において独自の補助を実施せざるを得ない状況です。さらに、子ども医療費助成制度については、充実・強化に向けた具体的な方策の言及がなく、対象年齢や自己負担額等については、居住地により自治体のサービス水準に格差が生じております。

こうした施策については、本来であれば、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国統一の制度を構築することが必要であり、居住地によるサービス格差などを解消し、所得や年齢等の条件に関わらず、全ての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。

ついては、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 保育人材の確保について
 - ア 国による保育人材確保の取組みの推進
 - イ 保育士等の処遇改善の充実
 - ウ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実
 - エ こども誰でも通園制度の本格実施に向けた適切な制度設計
- (2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施
- (3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充
- (4) 子ども医療費助成に係る財政措置を含む全国統一の制度の創設

[要望理由]

(1) ア 昨年末に策定された「こども未来戦略」に基づき、今般、3歳児及び4・5歳児の職員配置基準が引き上げられるとともに、通常国会において法案審議中の改正子ども・子育て支援法においては、「こども誰でも通園制度」の令和7年度法制化、令和8年度給付化（乳児等のための支援給付の創設）が規定されているが、これらの施策を真に実効性のあるものとするためには、**現場でサービス提供を担う保育人材の確保がこれまで以上に重要となる。**

本市においては、保育士等のなり手を増やすための取組みとして、保育士修学資金等貸付や保育士資格取得支援、潜在保育士再就職支援などを実施しているほか、人材の確保・定着を図るための取組みとして、国の補助制度を活用した、給付費における処遇改善加算の支給や月額6万3千円を上限とした家賃補助に加え、本市独自に月額3万円の給与の上乗せ助成などを実施しているところであるが、**全国的な保育人材不足の中、これを抜本的に解消するためには、国において主体的に保育人材の確保に取り組むことが必要であり、保育人材が安定的に供給されるよう施策を講ずるほか、各自治体が実施する保育人材の確保策に係る補助率を嵩上げする等、財政措置を拡充するよう要望する。**

イ 本市では、令和2年4月から5年連続となる待機児童ゼロを達成しているが、一方で、先に触れたとおり全国的な保育人材不足の中、保育士等の確保が難しくなっている。保育士等の処遇改善については、令和4年2月より保育士等の収入を3%程度引き上げる措置がなされ、令和4年10月以降も処遇改善等加算Ⅲとして継続されたことから、処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱと合わせて保育士等の処遇改善及び保育人材確保に一定の効果があるものと評価できる。しかしながら、賃金構造基本統計調査によると保育士の平均年収は依然として全産業平均と比較して大きく乖離しており、本来であれば保育所等の運営に関わる経費への給付は、国が公定価格により適切に措置すべきところ、現状では本市をはじめ多くの自治体で、単独の給与上乗せを実施している状況である。「こども未来戦略」においても保育士等の更なる処遇改善を進める旨が盛り込まれたところであるが、**職員が長く勤められ、経験を積んでより良い保育を提供できるような給料、勤務体系を実現するためには、更なる公定価格の引上げを行う必要がある。**

ウ 本市では、多様な保育需要に応えるため、一時預かり事業及び休日保育事業を実施しているが、施設職員の負担が大きく、運営の継続や、新規事業参入を阻害する要因となっている。特に休日保育事業においては、「休日勤務がある」ことが職員確保の障害となっており、益々保育人材確保が難しい状況となっている。全国的な保育人材不足の中、国の定める公定価格や補助金だけでは、割増分を含めた人件費負担などを賄うことができず、事業を休止せざるを得ない事例など様々な課題が出てきていることから、**安定的・持続的な事業運営を可能とする制度設計が必要である。**

エ 「こども誰でも通園制度」は、上記アのとおり、令和7年度の法制化、令和8年度の給付化が予定されているが、本市では、未だ保育需要が上昇傾向にあり、定員充足率が高いことから、前述のような**保育士の確保が困難な状況の中では、如何にして需要に対応できる受入れ体制を確保するかが課題**となる。

また、同制度を利用する児童が通常保育を利用する児童と一緒に過ごす場合に保育内容に及ぼす影響、特別な支援を必要とする児童の受入れ、保育現場における事務手続きを含めた負担増、実施施設における事業収支など、懸念される点が少なくない。

令和6年度は、本市を含む各自治体によって試行的事業が実施されているところであるが、試行に取り組んだ自治体の意見を十分に尊重するとともに、その検証結果を踏まえ、**保育士確保等の諸課題に対応できる持続可能な制度設計及び安定的かつ十分な財政措置が必要**である。

- (2) 学校給食費については、生活保護の教育扶助などの既存制度や、本市における第3子以降無償化など自治体独自の施策により、無償化などの負担軽減措置が既に一部講じられているところである。

しかしながら、子育て世帯の経済的負担の軽減措置は、こうした既存制度への該当の有無や、居住地の違いによって異なるべきではなく、全国において公平に実施されるべき施策であることから、これらの既存制度は廃止した上で、**国の財政措置により、学校給食費の無償化を実施することを要望する**。

また、国の財政措置に当たっては、自治体による食物アレルギー対応施策や給食費の違いなどの独自性を反映させる必要がある。

- (3) 幼児教育・保育の無償化によって、3歳未満の非課税世帯及び3歳以上の保育料が無償化されたものの、多子世帯の負担軽減策については、国の基準により、年収約360万円以上の世帯において、きょうだいの年齢や同時入所対象施設などによるカウント対象児童の制限が設けられている。そのため、きょうだいの年齢が離れている世帯や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用している世帯などについては、軽減の対象外となっており、所得や世帯構成の違いなどによって、**不合理な格差が生じている状態**である。

こうした中、各自治体は、所得や年齢、同時入所の条件の見直しや、第2子以降の保育料無償化など、国制度を補うために独自の多子軽減策を講じており、その結果、同じ世帯構成であるにも関わらず、居住地の違いによって負担する保育料に大きな差が生じている。

本来であれば、居住地や所得・世帯構成の違いによって負担する保育料に格差が生じることがあってはならず、国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図るよう要望する。

- (4) 子ども医療費助成制度は、地方単独事業として各自治体の実情により制度設計されていることから、対象となる子どもの年齢や自己負担額、多子世帯の負担軽減

減策の有無など、居住地によりサービス水準に格差が生じている。

我が国の喫緊の課題である少子化対策の推進と、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図るため、本制度は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、高校3年生相当年齢以下を一律で無料とする財政措置を含む全国統一の制度を創設すべきである。

[千葉市担当] 子ども・子育て支援新制度	子ども未来局幼児教育・保育部幼保支援課	TEL 043-245-5100
	子ども未来局幼児教育・保育部幼保運営課	TEL 043-245-5726
	子ども未来局幼児教育・保育部幼保指導課	TEL 043-245-3188
	学校給食費	: 教育委員会事務局学校教育部保健体育課 TEL 043-245-5945
子ども医療費	: 子ども未来局子ども未来部子ども企画課 TEL 043-245-5178	

[参 考]

1 一時預かり事業の状況 (令和6年4月1日現在)

施設数	定 員
75	各施設設定人数による

2 子ども医療費助成

項 目	令和5年度実績見込	令和6年度当初見込
助 成 件 数	1,657,316件	1,601,846件

※平成22年10月診療分から入院費の対象を中学校修了まで、平成26年8月診療分から通院費の対象を中学校3年生まで拡大。令和6年8月診療分から入院費・通院費ともに対象を高校3年生相当年齢まで拡大。

※国では平成20年4月に健康保険2割負担の対象を3歳未満から小学校就学前まで拡大。